

看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループ設置要綱 (案)

1. 目的

2040 年を見据えた医療提供体制の構築に向けて、看護師の特定行為研修制度を一層推進するため、これまでの看護師特定行為・研修部会等での議論を踏まえた制度の見直しの具体的な検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 効率的・効果的な研修について
- (2) 特定行為の内容の見直しについて
- (3) その他

3. 構成

- ・本ワーキンググループは看護課長が主催し、有識者により構成する。
- ・ワーキンググループの座長は、ワーキンググループの委員の中から互選により選出する。
- ・座長は、ワーキンググループの審議内容に応じ、適宜有識者を参考人として招致することができる。

4. ワーキンググループの運営等

- ・令和8年2月頃を目途に検討結果をとりまとめ、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会に報告する。また、その間、必要に応じて同部会に報告すること。
- ・ワーキンググループの議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- ・ワーキンググループの庶務は、医政局看護課において処理する。